



土砂災害から身を守る

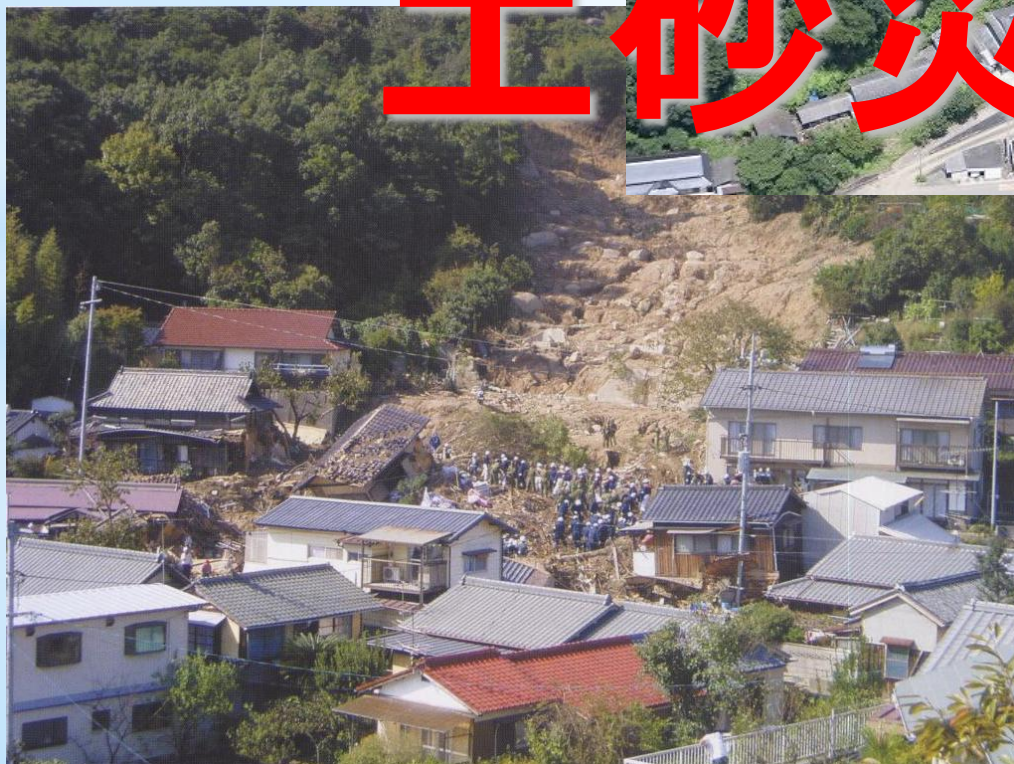


岡山県

県内の

土砂災害

について



がけ崩れ災害

(岡山市北区津島福居)





(岡山市北区津島福居)

土石流災害

(岡山市北区芳賀)





(岡山市北区芳賀)

土砂災害から国民の生命及び身体を保護する

岡山県内には、指定済みの土砂災害警戒区域が

「約1万2千箇所」 もあります。（※R8.3月末時点）

さらに、高精度な地形情報を用いて確認した結果、
新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が、

「約2万箇所」 もあります。（※R8.3月末時点）

これらの箇所すべてに対策施設を整備するには、

「膨大な時間と費用」 が必要です。

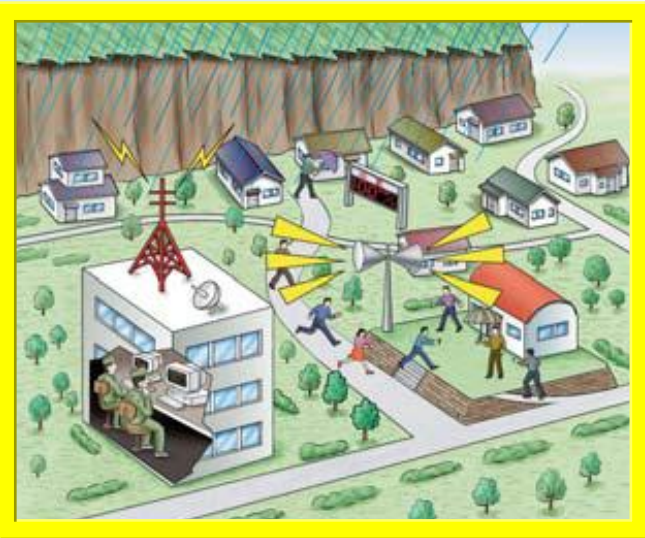
土砂災害から身を守るために制定された法律

土砂災害防止法

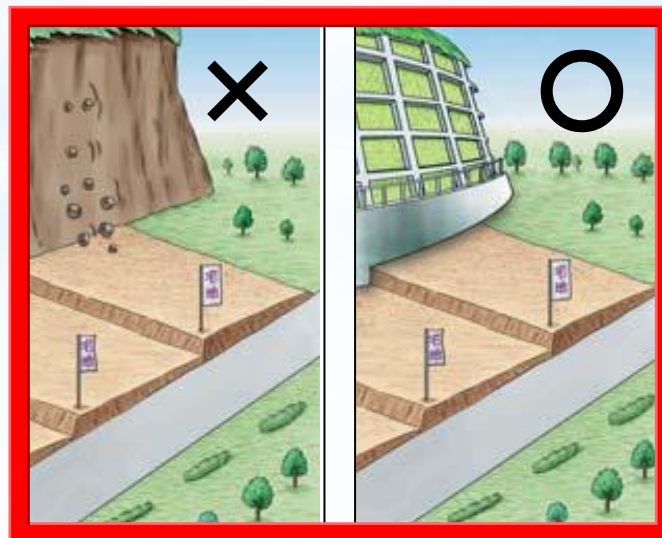
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

(平成12年法律第57号)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定



警戒避難体制の整備

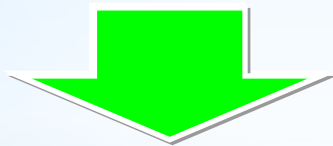


開発行為に対する許可制等

この法律の目的は何か？

法第1条（目的）抜粋

土砂災害から国民の生命及び身体を保護する



***行政から地域住民の方へお知らせする努力**

*警戒区域等の指定により，土砂災害による
被害のおそれのある箇所を明らかにします。

*警戒避難体制を整備するなど，必要な処置
をとります。

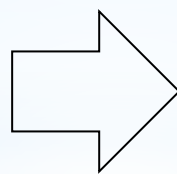
土砂災害が発生するおそれのある区域を、

「土砂災害警戒区域」（法第7条） といいます。

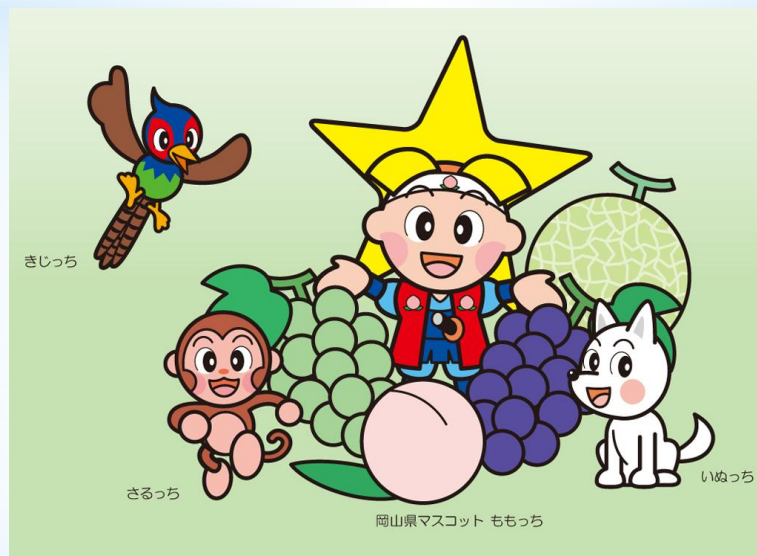
中でも、建物が損壊する恐れがあって、生命に著しい危険がある区域を

「土砂災害特別警戒区域」（法第9条） といいます。

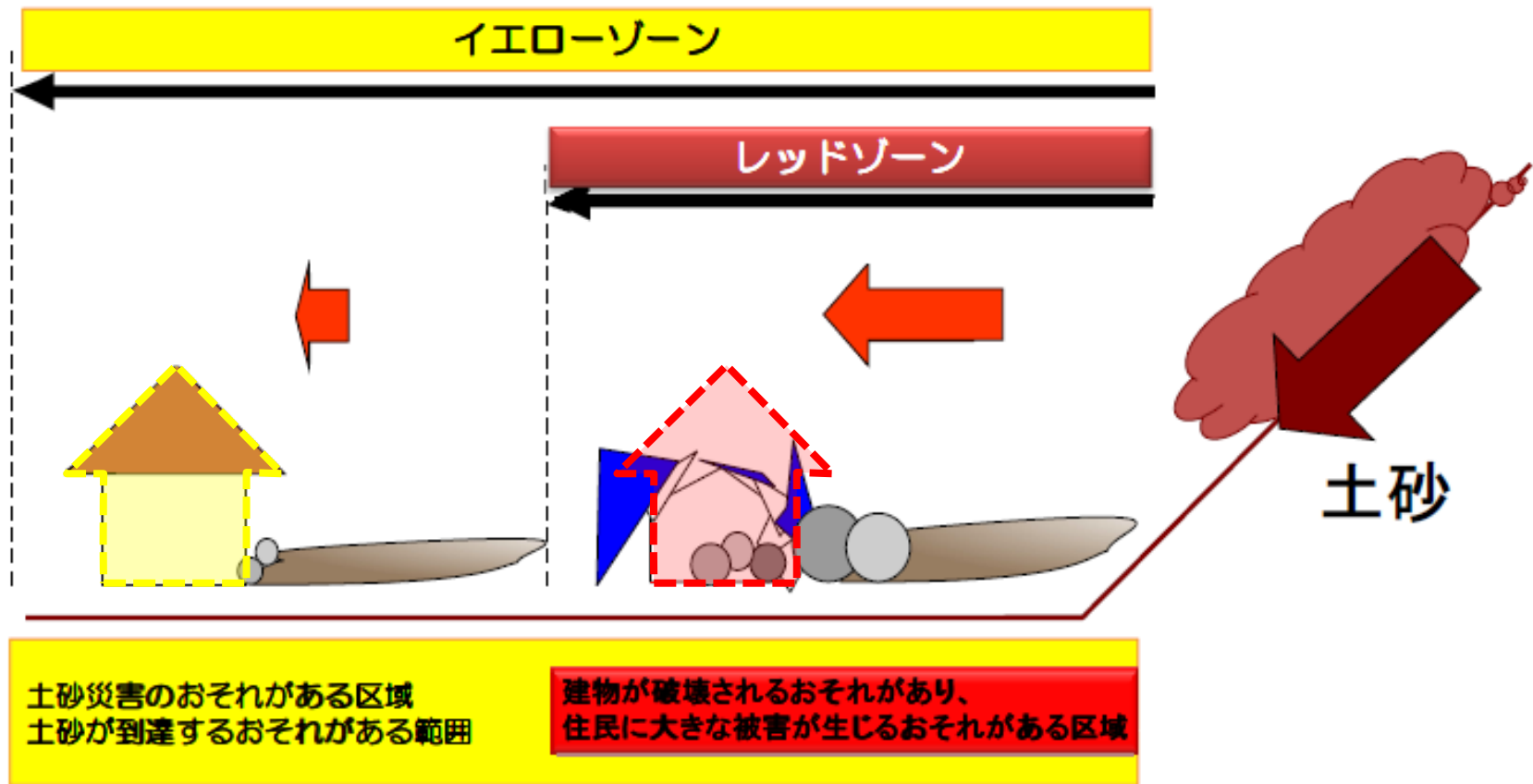
この区域は、「現象」
別に法律で定められた方法
に基づいて設定します。



具体的にはどんな
区域なのか？



『土砂災害警戒区域等』を設定するための調査 ➡ 基礎調査



イエローゾーン
(警戒区域)

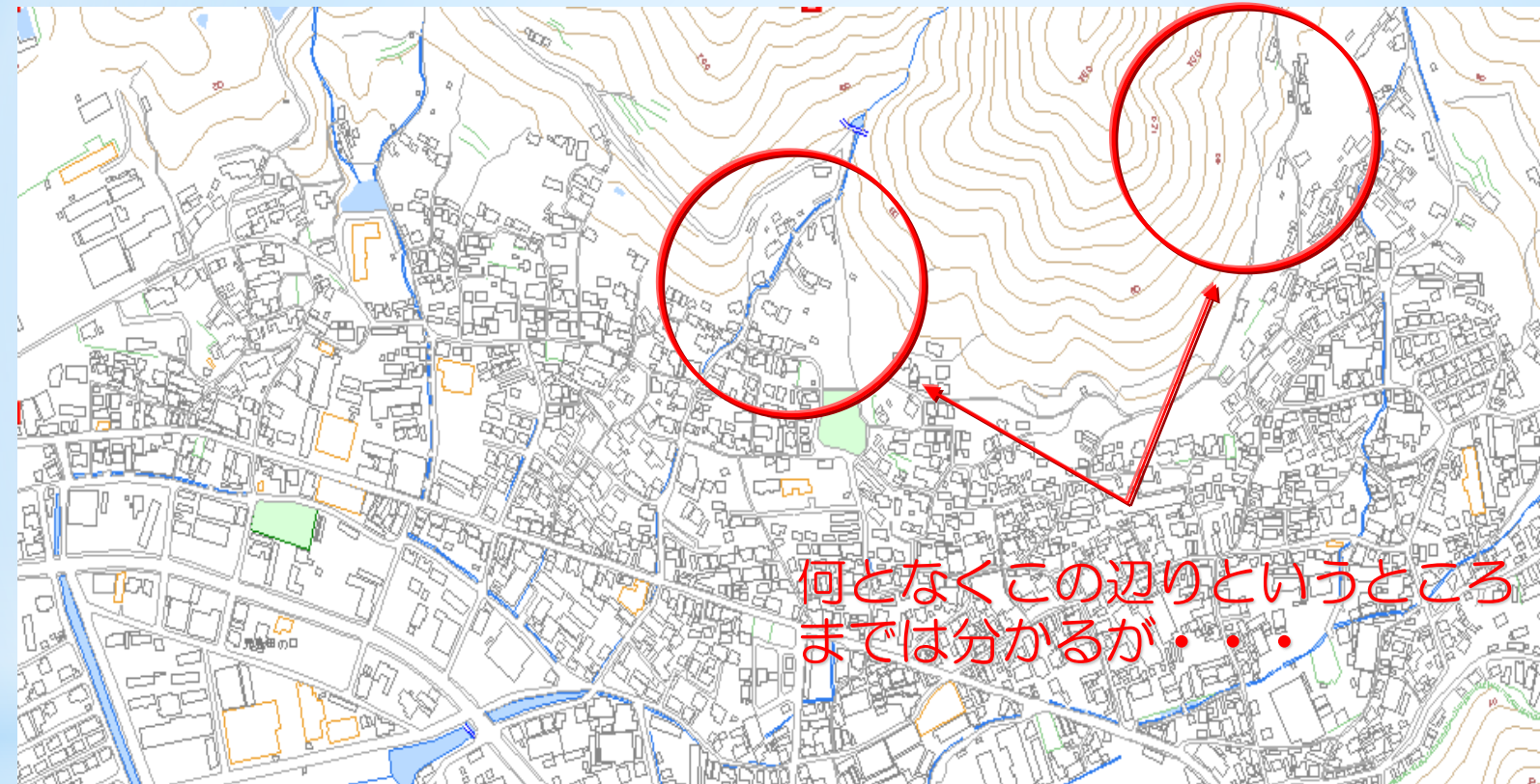
地形条件により
決まる

レッドゾーン
(特別警戒区域)

土圧等の計算により
決まる

基礎調査とは？

急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形や地質等の調査を行うこと。（法第4条）



法的な制約を加えるのに何となくでは×

法律に基づいた調査「基礎調査」で明らかに！！

基礎調査の流れについて

「地形条件」や「被害想定範囲」を
地形図（１／２，５００）上に仮設定する。



精度を高めるために現地確認する。
（地形図と現地の地形との差異、想定される土砂量等、対策施設の設置
状況を現地で確認等）



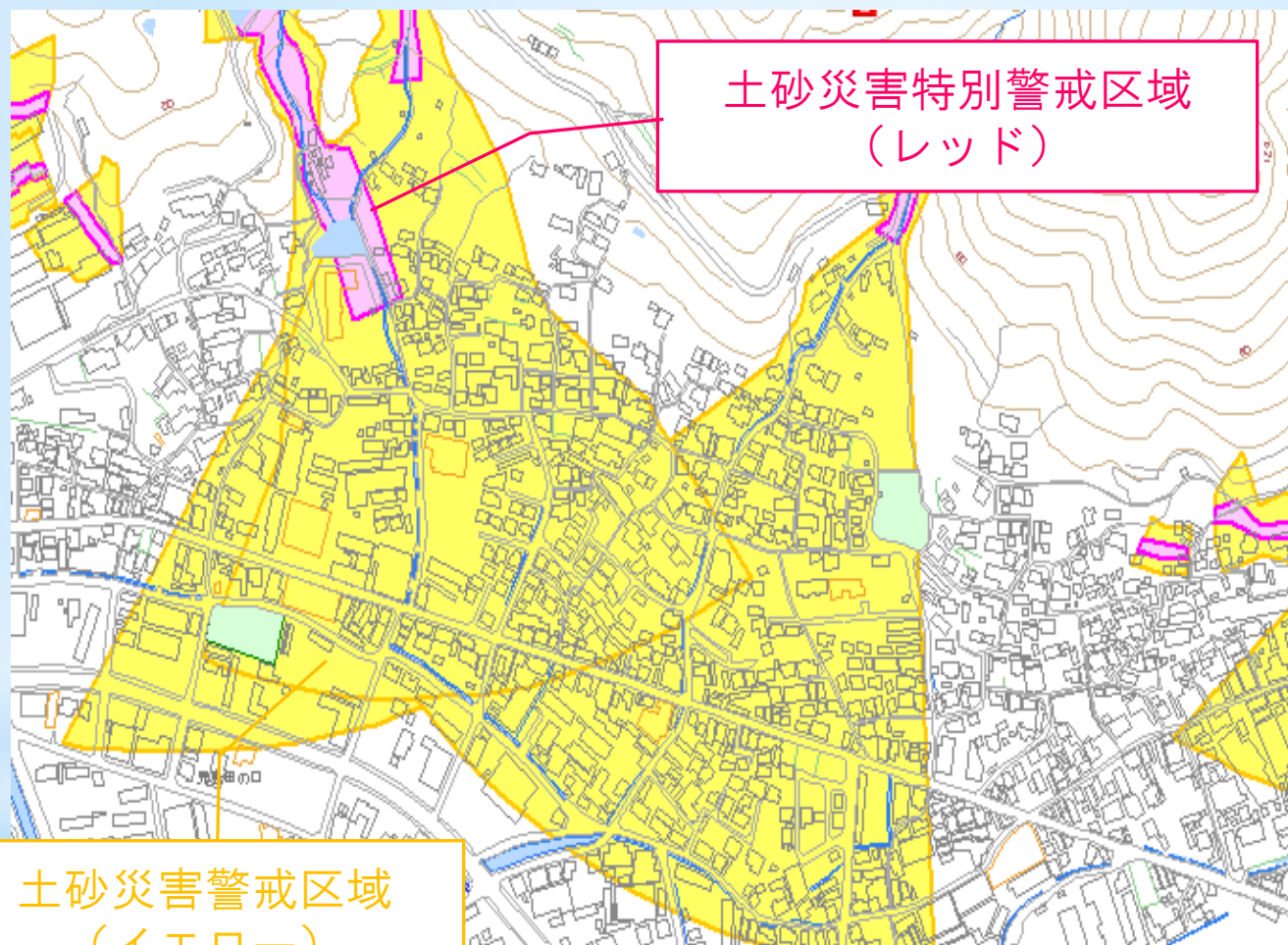
その結果を基に仮設定した区域の修正をおこない、
地形図（１／２，５００）上に設定する。



設定した区域内における土地利用状況等について、
とりまとめる。

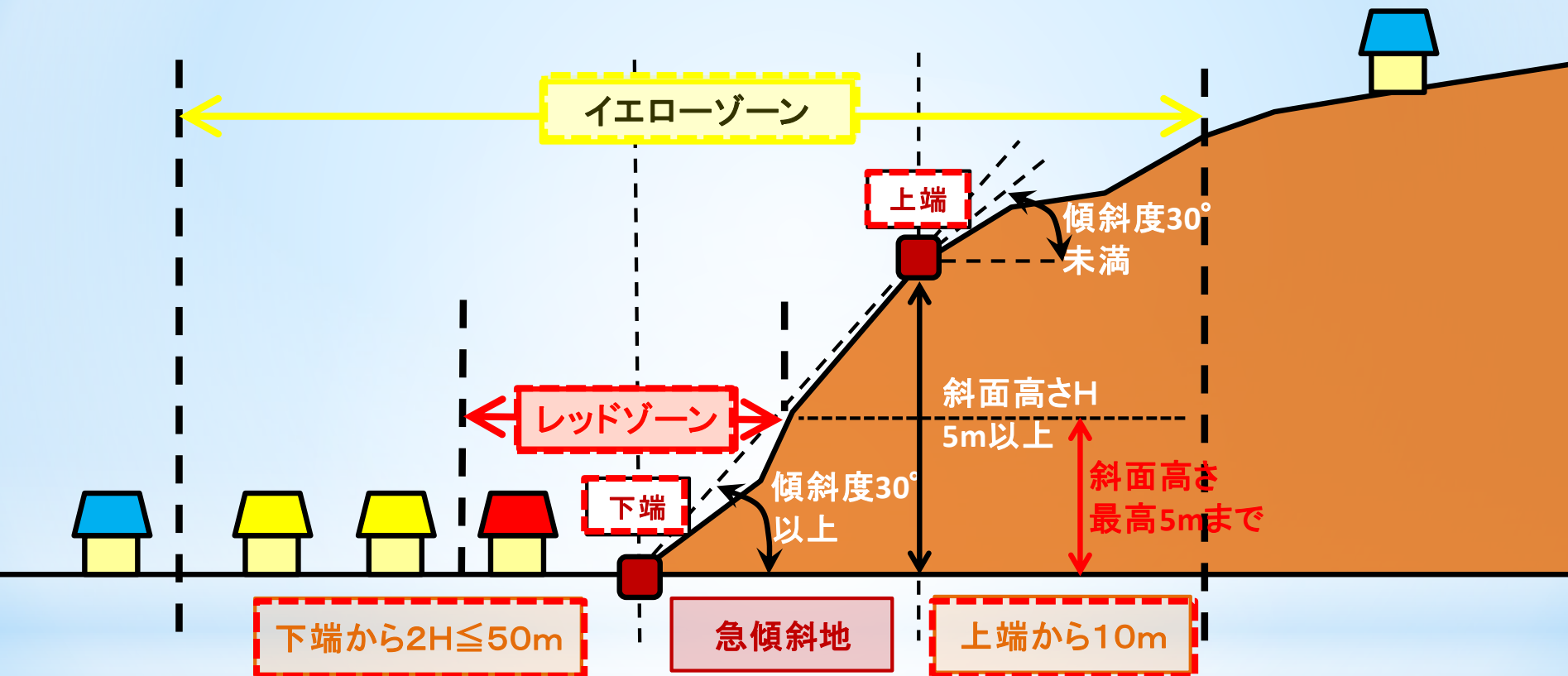
基礎調査によって、範囲を明らかに！！

調査した結果を図上に表示すると、..



土砂災害のおそれのある土地を明らかにする！

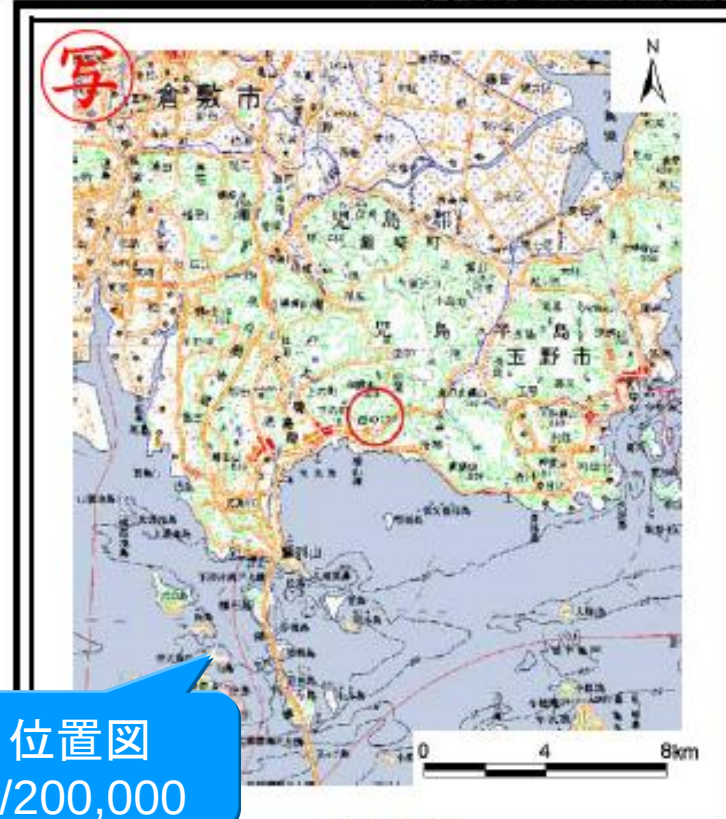
【区域イメージ】



基礎調査結果の資料（公示図書）について

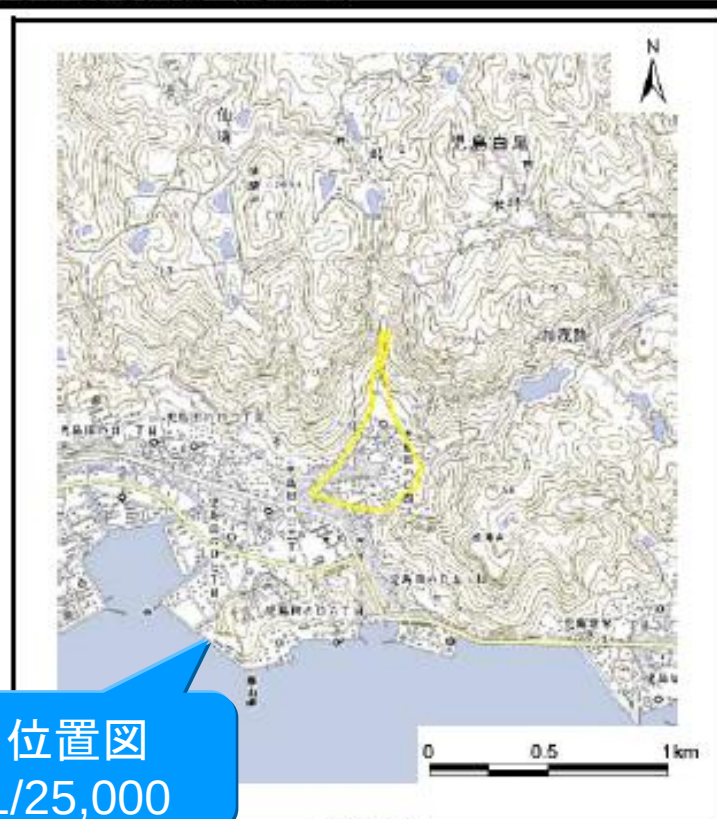
「公示図書」は、県庁防災砂防課・各事務所・各市町村で縦覧できる他、県HP、おかやま全県統合型GISで確認できる。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



位置図
1/200,000

(1/200,000)



位置図
1/25,000

(1/25,000)

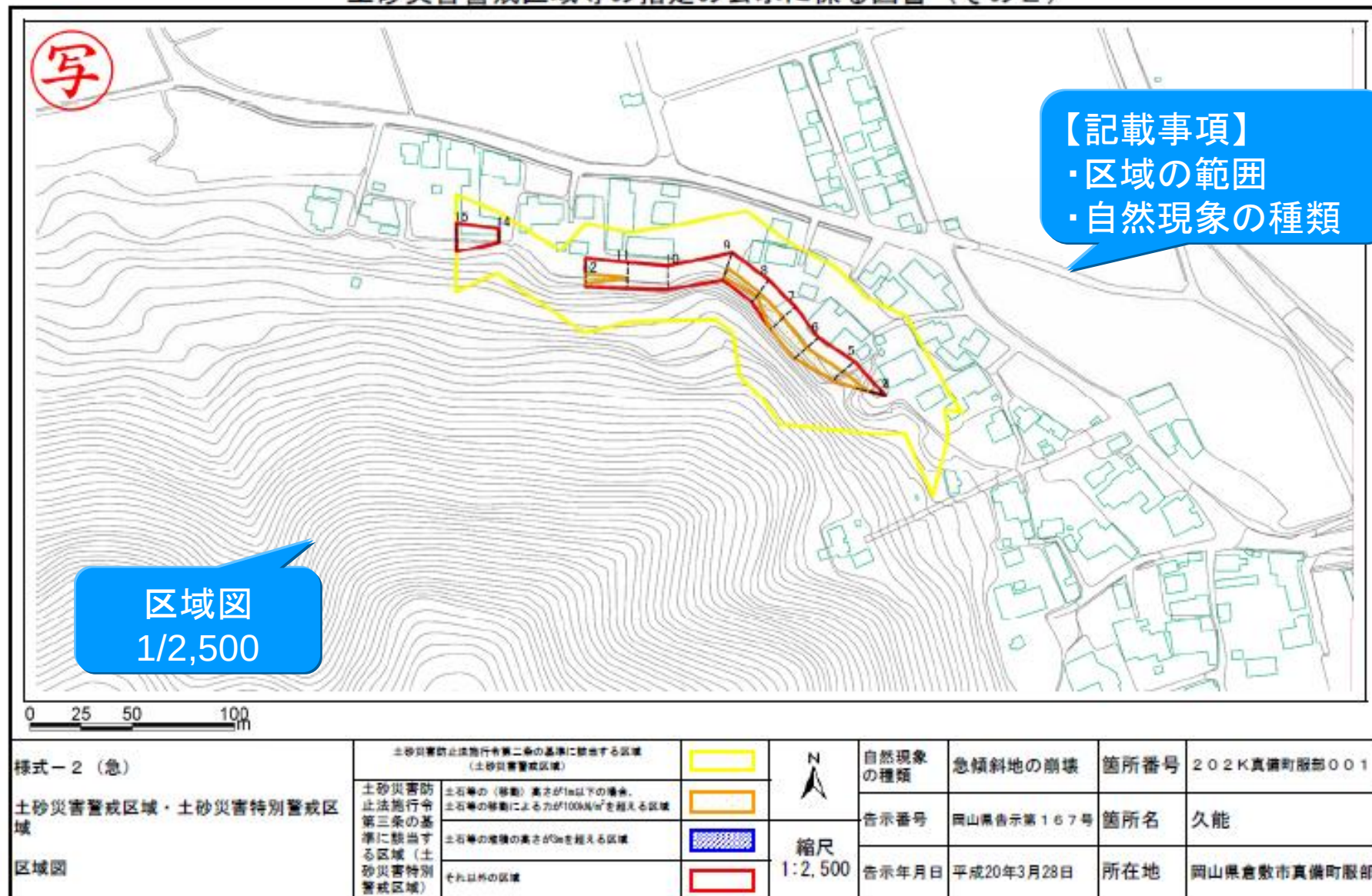
様式-1 (土)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	土石流
箇所番号	202D児島田の口004
溪流名	明治川
所在地	倉敷市児島田の口

この地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図、2万5千分1地形図を複製したものである。（承認番号 平18 中複 第165号）

基礎調査結果の資料（公示図書）について

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2）



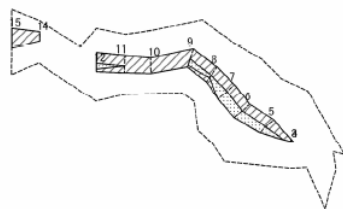
⇒土地が区域内か否かの確認は、公示図書の区域図で判断

基礎調査結果の資料（公示図書）について

特別警戒区域の場合、建築物の構造規制に必要な衝撃に関する事項を記載

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2-1）

写



移動による力

様式-2-1 (急)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（土砂災害警戒区域）

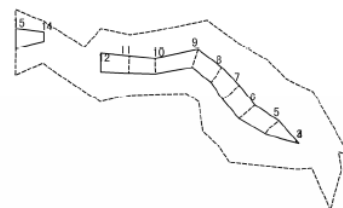
土砂災害特別警戒区域の区域区分図（急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力）

告示番号 岡山県告示 告示年月日 平成20年

縮尺 1:2,500

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その2

写



堆積による力

様式-2-2 (急)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（土砂災害警戒区域）

土砂災害特別警戒区域の区域区分図（急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力）

告示番号 岡山県告示第167号 箇所名 久能 告示年月日 平成20年3月28日 所在地 岡山県倉敷市真備町服部

縮尺 1:2,500

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その3）

写

横断測線の区間		土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力		土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力	
		土石等の（移動）高さ10m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
		力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~	2	-	-	68.93	1.00
2 ~	3	-	-	-	-
3 ~	4	-	-	42.97	1.00
4 ~	5	135.26	1.00	100.00	1.00
5 ~	6	140.55	1.00	100.00	1.00
6 ~	7	135.05	1.00	100.00	1.00
7 ~	8	132.99	1.00	100.00	1.00
8 ~	9	108.31	1.00	100.00	1.00
9 ~	10	117.66	1.00	100.00	1.00
10 ~	11	-	-	96.31	1.00
11 ~	12	100.79	1.00	100.00	1.00
12 ~	13	113.21	1.00	100.00	1.00
13 ~	14	-	-	-	-
14 ~	15	-	-	71.90	1.00
15 ~		-	-	98.77	1.00

【記載事項】

- ・土石の衝撃力、堆積力
- ・土石の高さ

様式-3 (急)	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	202K真備町服部001
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	告示番号	岡山県告示第167号	箇所名	久能
	告示年月日	平成20年3月28日	所在地	岡山県倉敷市真備町服部

⇒「建築物の構造規制」においては、この表にある力と高さが基準となる。

イエローゾーンに指定されると？

土砂災害警戒区域では

「警戒避難体制の整備」

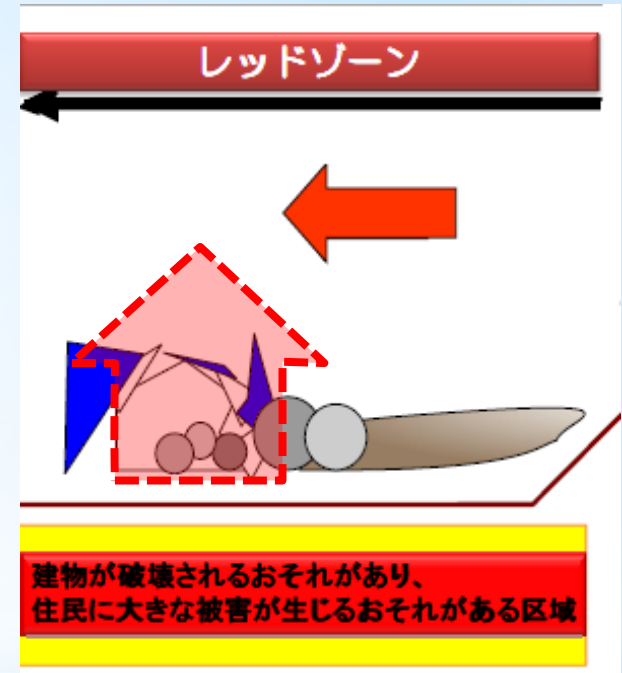
(危険や災害に備えて、あらかじめ注意して用心する)



- 構造規制等の制約は特にありません。
→日頃から土砂災害に備えることが必要

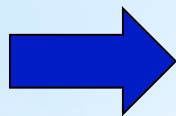
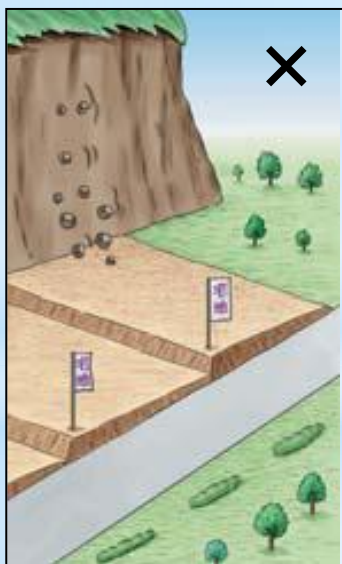
レッドゾーンに指定されると？

- 特定の開発行為に対する許可制 (法第10条)
- 建築物の構造規制 (法第24条・法第25条)
- 建築物の移転勧告 (法第26条)

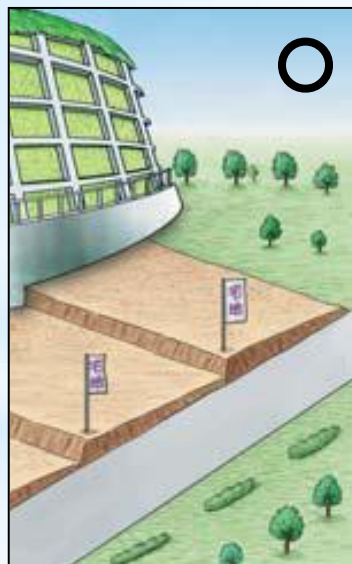


特定の開発行為に対する許可制 【法第10条】

建物が損壊するおそれがある場所では、土砂災害の対策を行わないと、**特定の建築** を行うことができません。



対策工事



要配慮者利用施設、住宅宅地分譲など

新たに多くの人が危険にさらされるような開発行為は、対策を前提とした許可が必要となります。

特定の開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
(都道府県)

建築物の構造規制 【法第24条・第25条】

特別警戒区域内で「居室」を有する建築物を建築する場合は、想定される衝撃力等に耐えうる安全な構造と、その確認を受けなければなりません。



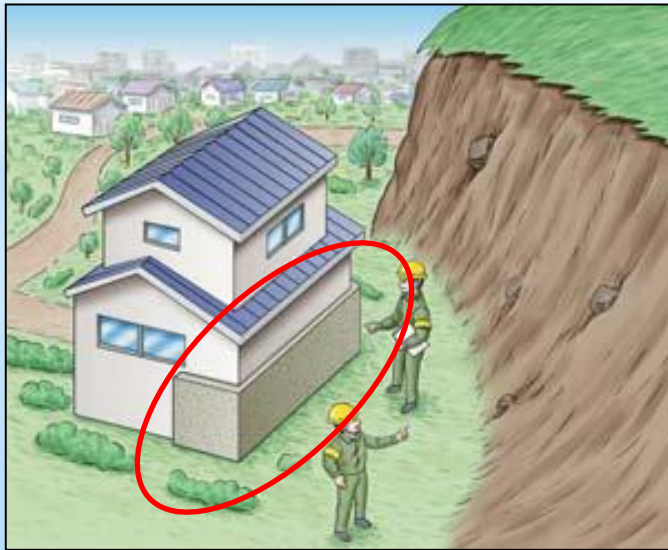
「居室」：人が居住している空間
確認：建築確認
(全て建築基準法に基づく)

建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等
に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
(建築主事を置く地方公共団体)

建築物の構造規制【法第24条・第25条】

- ・ 現在住んでいる家はどうなるの？
 - **構造規制の対象にはなりません。**
- ・ 建築する場合とは… （法律違反でもありません）
 - 新築・増築・増改築など行う場合
 - **構造規制の対象となります。**



鉄筋コンクリート壁等で補強

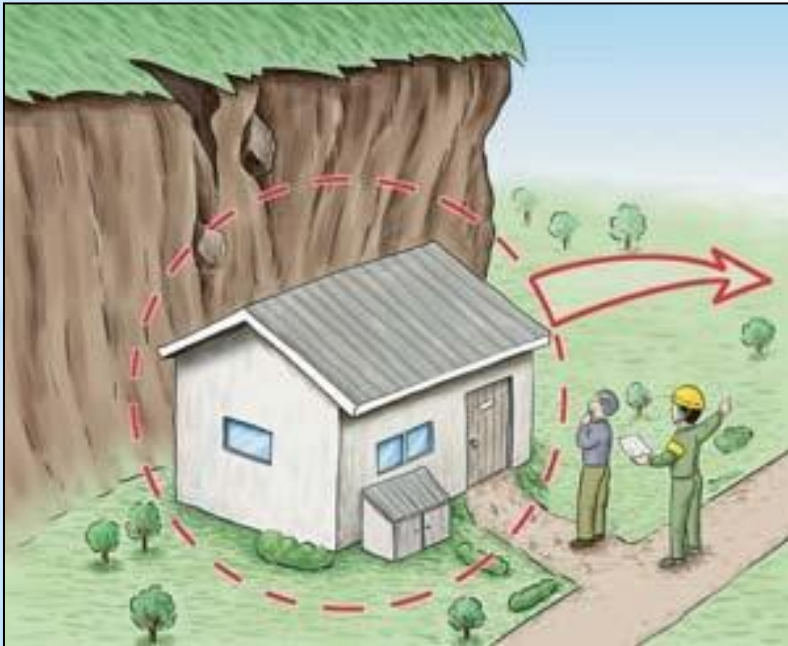
「居室」が無い建築物は対象外です

構造規制があるのは、衝撃力等、**想定される力が加わる側のみ**になります。

【建築基準法施行令第80条の3】

建築物の移転勧告【法第26条】

今までの災害実績等から判断して、土砂災害の発生が急迫していると認められる場合などにおいて移転勧告することがあります。



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

(都道府県)

※現在、岡山県において移転勧告を行った事例はありません。

今後のスケジュール

1

●~~説明会~~

~~本目~~

2

●意見徴収

県知事⇒市町村長

3

●公 示

官報などへの掲載

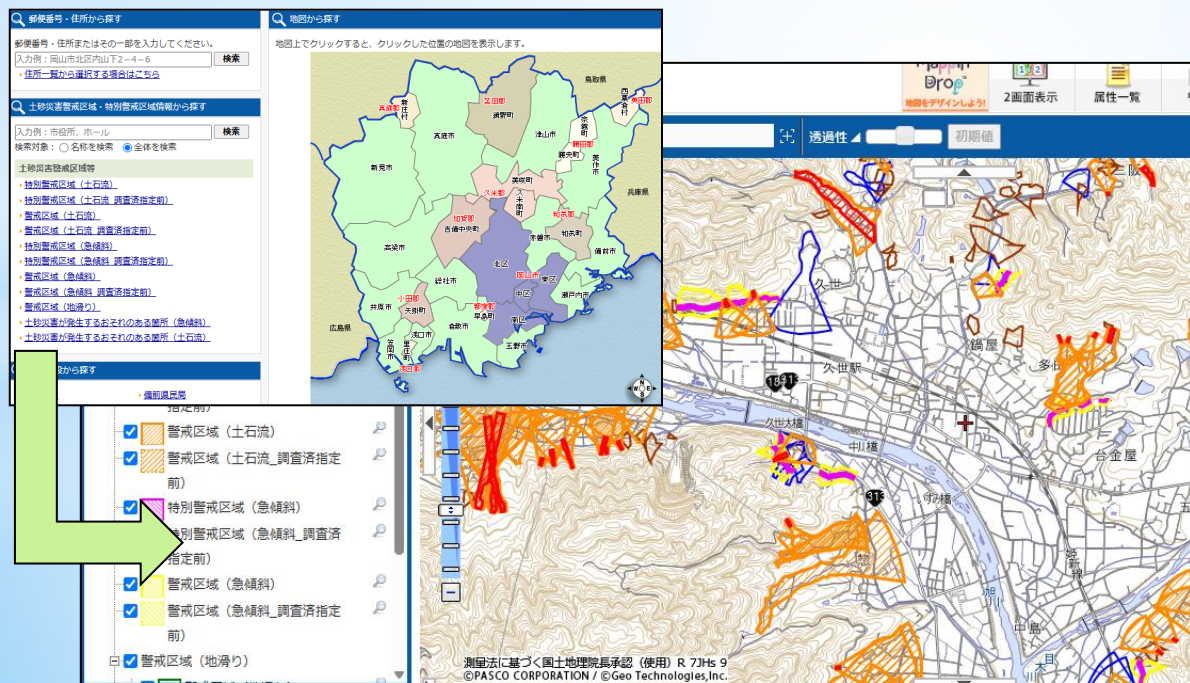
4

●情報提供

県HPなどに掲載

県では「土砂災害警戒区域等に指定済みである箇所」、また、新たに抽出した「土砂災害が発生するおそれがある箇所」について、県HPに公開しています。

土砂災害警戒
区域・特別警
戒区域等



終わりに

- 土砂災害警戒区域等に指定されると、個人の財産（土地）に目に見える形で、土砂災害が発生するおそれがある箇所であることを示すことになります。
- また、特別警戒区域に指定された場合、開発行為の制限等、一定の制約を課す側面もあります。
- しかし、その抵抗感から危険性を明らかにすることを怠り、その結果、かけがえのない住民の生命が失われることがあってはなりません。土砂災害防止法は、

『国民の生命及び身体を保護すること』

を第一の目的としております。 （法第1条）